

第12次労働災害防止計画における検討事項について

資料2

検討項目	12次防の記載箇所／内容	検討の可否
規制・届出等の見直し	<p>2(5) 技術革新に対応した規制のあり方 (P7)</p> <p>技術革新が進む中で危険有害要因が多様化しており、あらゆる危険有害要因に対して個別具体的な規制を設けることは困難になりつつあることに加え、そのような規制方法では、規制は膨大なものにならざるを得ない。</p> <p>このため、労働災害を防止するために達成すべき労働現場の安全衛生の水準を明確にした上で、具体的な手法は一定程度事業者の自主的取組に委ねるという考え方を導入することも含め、今後の労働安全衛生規制のあり方を長期的な視点から検討していく必要がある。</p>	<p>現時点で一部検討可能</p> <p>(規制の在り方は長期的に検討していくが、着手可能なものから順次見直し)</p>
企業における安全衛生管理体制の適正化	<p>4(1)ア(ア)①-1 安全衛生管理体制の強化 (P9)</p> <p>労働災害防止対策を進める上で、責任者を明確にする観点から、現在の安全管理者制度を参考に、小売業等の実態に即した効果的な安全管理体制の構築を検討する。</p> <p>4(2)③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用 (P21)</p> <p>企業で安全衛生を担ってきた人材や労働安全・衛生コンサルタントを含む、安全衛生に関する専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関として育成するとともに、事業者が自らの事業者としての責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備を図る。</p>	<p>現時点で検討可能</p>
新たな職場改善手法(メンタルヘルス対策)	<p>4(1)イ① メンタルヘルス対策 (P14)</p> <p>職場環境の改善・快適化を進めることにより、メンタルヘルス不調を予防するという観点から、職場における過度のストレスの要因となるリスクを特定、評価し、必要な措置を講じてリスクを低減するリスクアセスメントのような新たな手法を検討する。</p>	<p>平成25年度から3年計画で、厚生労働科学研究費補助金による新たな手法に関する研究に着手している(具体的な検討はその研究成果を踏まえつつ進める必要)。</p>
職場復帰支援(メンタルヘルス対策)	<p>4(1)イ① メンタルヘルス対策 (P14)</p> <p>事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組むよう、事業者に対する支援措置を検討し、その充実を図る。</p>	<p>平成25年度の委託事業により、職場復帰支援の事例収集、好事例集作成、モデルプログラムの作成を行う予定(支援の充実の検討は、それらの完成後の普及状況を見ながら進める必要)。</p>
化学物質管理のあり方	<p>4(1)イ③ 化学物質による健康障害防止対策 (P15)</p> <p>有害性が明らかになっていない化学物質について、発がん性に重点を置いて、有害性評価とその結果等に基づく必要な規制を迅速に行う仕組みを構築する。</p> <p>行政機関が自ら行う有害性調査の情報だけでなく、化学品メーカーなど、事業者が保有する有害性情報を広く収集し、蓄積・共有する仕組みを構築する。有害性情報の収集に当たっては、一定の基準を設け、事業者に対して情報の提供を義務づけることも検討する。</p> <p>規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。</p> <p>リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付の促進を図る。</p> <p>リスクに基づく合理的な化学物質管理の一環として、発散抑制措置の性能要件化の普及を図るとともに、個人サンプラーによる作業環境中の化学物質濃度測定を導入を検討する。</p>	<p>現時点で検討可能</p>

<p>重量物取扱い業務の規制 (腰痛予防対策)</p>	<p>4(1)イ④ 腰痛・熱中症予防対策 (P17) 腰痛の発生要因となるリスクを除去する観点から、諸外国の状況等を踏まえて、重量物取扱い業務の腰痛予防に資する規制の導入を検討する。</p>	<p>平成25年度から、労働安全衛生総合研究所において、諸外国の状況等に関する調査研究に着手している(具体的な検討はその研究成果を踏まえて進める必要)。</p>
<p>屋外作業の規制 (熱中症予防対策)</p>	<p>4(1)イ④ 腰痛・熱中症予防対策 (P17) 熱中症の発生状況を勘案し、夏季の一定の時期の屋外作業について、作業環境の測定、評価と必要な措置を義務付けることを検討する。</p>	<p>今後の熱中症の発生状況等を踏まえての検討が必要。</p>
<p>非正規労働者対策</p>	<p>4(1)ウ③ 非正規労働者対策 (P20) パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇い入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の把握を進め、その結果を踏まえて必要な対策を検討する。</p>	<p>平成25年度に実施予定の労働安全衛生に関する全国統計調査において、非正規労働者に対する安全衛生活動や労働災害の発生状況について調査を行う予定(具体的な検討はその調査結果を踏まえて進める必要)。</p>
<p>安全・健康に対する意識変革を促進するための取組について</p>	<p>4(3)② 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表 (P22) 労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発する。 業界別や、個別企業の評価を労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタントなどの専門家がを行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業は積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。</p> <p>4(3)③ 重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応 (P22) 法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、一定の基準を設け、着実に労働環境の改善を図らせるため、企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含めて検討する。</p> <p>4(3)④ 国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上 (P22) 大学教育における安全衛生教育のあり方について調査研究を行い、その結果を踏まえて、大学教育への安全衛生教育の取入れ方策を検討する。</p>	<p>現時点で検討可能</p> <p>平成24年度から厚生労働科学研究費補助金で大学における安全衛生教育プログラムの研究を実施中(具体的な検討はその研究成果を踏まえて進める必要)</p>
<p>第三者に施設等を使用させる施設等管理者の安全衛生管理責任</p>	<p>4(5)① 発注者等による安全衛生への取組強化 (P24) 施設等の管理者等が、自らが管理する施設等を第三者に使用させる場合の安全衛生管理責任のあり方を検討する。</p>	<p>現時点で検討可能</p>
<p>機械の回収・改善の対象範囲と違法な機械の公表について</p>	<p>4(5)② 製造段階での機械の安全対策の強化 (P24) 機械関連業界と連携して、機械の種類ごとの安全基準・規格を評価し、活用する仕組みの構築を検討する。</p> <p>4(5)② 製造段階での機械の安全対策の強化 (P24) 機械による労働災害の情報をもとに、機械の重大な欠陥により、重篤な労働災害が発生し、当該機械の販売先が特定できない等、同種災害を防止する必要がある場合は、発生した労働災害の内容、機械の製造者名等の公表や、製造者による機械の回収・改善を図る制度を検討する。</p>	<p>平成25年度から、労働安全衛生総合研究所において、諸外国の安全規制等に関する調査研究に着手している(具体的な検討はその研究成果を踏まえて進める必要)。</p> <p>現時点で検討可能</p>